外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第１号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について(役務通達)

4貿局第４92号　平成4年１2月２1日　貿易局

最終改正　平成14･10･10貿局第１号
平成14年10月21日公布・平成14年11月1日施行

１　役務取引許可の対象

（１）特定技術の範囲

外為法第２５条で規定されている特定技術とは、外国為替令（昭和５５年政令第２６０号。以下「外為令」という。）別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。）をいう。

（２）用語の解釈

外為令別表、輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成３年通商産業省令第４９号。以下「貨物等省令」という。）及びこの通達における用語の解釈は、別紙１に掲げるもののほか、次のとおりとする。

ア　技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。

イ　プログラムとは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものであって、有形媒体に記述されたものをいう。

ウ　設計とは、設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等の一連の製造過程の前段階のすべての段階をいう。

エ　製造とは、建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立て（アセンブリ）、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程をいう。

オ　使用とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階をいう。

カ　技術データとは、文書又はディスク、テープ、ＲＯＭ等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、プログラム、青写真、計画、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるものをいう。

キ　技術支援とは、技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとる。また、技術支援には技術データの提供も含まれる。

ク　公知の技術とは、既に公開されている技術であって、更に多くの者が何ら制限を受けることなく利用可能なものをいう。

ケ　基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

コ　特別に設計されたプログラムとは、特定の装置が当初設計された機能を達成する上で必要な最小限のオペレーティングシステム、診断システム、保守システム又はアプリケーションプログラムであって、機械語で表されており、かつ、他の互換性のない装置に同じ機能をもたせる場合にこのプログラムの修正又はプログラムの追加が必要なものをいう。

サ　必要最小限の使用技術とは、貨物又はプログラムの使用に係る技術のうち、操作、据付、保守又は修理に必要な最小限のものをいう。

シ　必要最小限対象外品目とは、貨物の輸出に伴う必要最小限の技術提供についても役務取引の許可申請が必要な特定の種類の貨物であって、別紙２に掲げるものをいう。

ス　暗号機能等プログラムとは、プログラムであって、次に掲げるものをいう。

（ア）　輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第１の８の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第７条第１号ハに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第２０条第１項第３号若しくは第６号又は第２項第２号若しくは第３号に該当するもの

（イ）　外為令別表の８の項（２）に掲げる技術であって、貨物等省令第２０条第２項第６号から第９号までのいずれかに該当するもの

（ウ）　輸出令別表第１の９の項（７）から（１１）までに掲げる貨物であって、貨物等省令第８条第９号から第１３号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第２１条第１項第７号、第９号、第１０号又は第１４号に該当

するもの
セ　対称アルゴリズムとは、暗号化と復号化の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。
（３）取引の時点
外為法及び外為令に規定する役務取引の時点は、次によるものとする。
ア　貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡したとき又は非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積み込んだときのいずれか早い方
イ　技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術が非居住者に提供されたとき
２　技術提供取引の許可
（１）根拠法令及び事務の取扱い
特定技術を非居住者に対して提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、外為法第２５条第１項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
なお、この経済産業大臣の許可（役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙２－２に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成１１年法律第９９号）第１２条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４３条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、「一般包括輸出許可等取扱要領」（平成６年３月１８日付け６貿第２１１号・輸出注意事項６第６号。以下「取扱要領」という。）に定める一般包括役務取引許可及び特定包括役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。
（２）許可の申請
役務取引の許可の申請は、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号。以下「貿易外省令」という。）第１条第１項第３号に規定する役務取引許可申請書（貿易外省令別紙様式第３）に別紙３に掲げる書類を添付して行うものとする。
（３）有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請
役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請は、貿易外省令第２条第３項に規定する変更許可申請書（貿易外省令別紙様式第５）に別紙４に掲げる書類を添付して行うものとする。
（４）輸出許可申請と同時に行う申請
同一の契約に基づき、外為法第４８条第１項に基づく許可（以下「輸出の許可」という。）及び役務取引の許可の申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課若しくは農水産室（以下「貿易審査課若しくは農水産室」という。）又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出の場合を除く。）。
（５）化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に係る技術提供取引の許可
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出令別表第１の３の項（１）に掲げる貨物として貨物等省令第２条第１項第２号イからホまで又は第３号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号）（以下「運用通達」という。）別表第１の別紙の（注３）の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域（イランを除く。）において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。

３　許可を要しない技術提供取引
役務取引のうち、外為令第１７条第４項の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができるものは、貿易外省令第９条第１項の規定によるほか、次に掲げるものとする。
（１）公知の技術（プログラムを除く。）その他不特定多数の者が自由に入手できる情報であって、次に掲げるものを提供する取引
ア　新聞、書籍、雑誌、カタログ等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術

データ（取扱説明書、保守マニュアル等特定の製品の購入に際して添付されている情報は公知の技術には該当しない）
イ　学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術データ
ウ　図書館、工場の見学コース、講演会、展示会その他で不特定多数の者が閲覧又は聴講可能な技術データ又は技術支援
エ　学会発表用の原稿、製品発表会での配布資料、雑誌への投稿等公知とするための技術データ
オ　電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等、不特定多数の者が自由に入手可能とするための技術データであって、（４）のエ又はオのいずれかに該当するようにするためのプログラム
（２）基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
（３）必要最小限の使用技術（プログラムを除く。）を提供する取引であって、次に掲げるもの
ア　輸出令別表第一に該当する貨物（必要最小限対象外品目を除く。）の輸出の一環として提供される技術であって、当該貨物の使用に係るもののうち、操作、据付、保守又は修理に必要な最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引であって、当該貨物の輸出の許可等を受けた日以降当該貨物の船積み時から３年以内（輸出令第４条第１項の規定に基づき輸出する場合は、当該貨物の船積み時から３年以内）に行われるもの。ただし、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。
（ア）当該貨物の性能、特性等が当初提供したものよりも向上するもの
（イ）修理技術であって、その内容が製造技術と同等のもの（新装に等しい大修理となるもの）
（ウ）輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に必要な技術が含まれるもの
イ　輸出令別表第一に該当しない貨物の輸出の一環として提供される技術であって、当該貨物の使用に係るもののうち、操作、据付、保守又は修理に必要な最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引。ただし、保守若しくは修理に係る技術であって、アの（ア）、（イ）若しくは（ウ）に該当するもの又は必要最小限対象外品目の使用に係る技術に該当するものを除く。
ウ　プログラムの提供の一環として提供される技術であって、当該プログラムの使用に係るもののうち、操作、インストール、保守又は修理に必要最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は需要者に対して提供する取引。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
（ア）当該プログラムの性能、特性等が当初提供したものよりも向上するもの
（イ）修理技術であって、その内容が製造技術と同等のもの
（ウ）外為令別表の中欄に掲げる技術であって、貨物の設計又は製造に必要な技術が含まれるもの
（エ）必要最小限対象外品目の使用に係る技術に該当するもの
（４）プログラムであって、次に掲げるものを提供する取引（ただし、ア、ウ又はカに該当する場合であっても、輸出令別表第４の２に掲げる地域以外の地域において提供する取引にあっては、貿易外省令第９条第１項第４号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。）
ア　販売店の在庫から、購入に関して何ら制限されず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売されるものであって、その使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの（別紙２の２、３、４、５又は６に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの及び暗号機能等プログラムを除く。）
イ　プログラムが公知の技術になっているもの
ウ　暗号機能等プログラムであって、次の（ア）から（ウ）までのすべてに該当するもの
（ア）販売店の在庫から、購入に関して何ら制限されず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売されるもの
（イ）暗号機能が使用者によって変更できないもの
（ウ）プログラムの使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの
エ　使用者に対し何らの制限無く無償で提供されるものであって、その使用に際して供給者の技術支援が不要であるように設計されているもの（別紙２の２、３、４、５又は６に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの及び暗号機能等プログラムを除く。）

オ　暗号機能等プログラムであって、次の（ア）から（ウ）までのすべてに該当するもの
（ア）使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの
（イ）暗号機能が使用者によって変更できないもの
（ウ）プログラムの使用に際して供給者の技術支援が不要であるように設計されているもの
カ　外為令別表の８の項（２）に該当するプログラムのみであって、貨物等省令第７条第３号ハのみに該当するデジタル電子計算機が実行できる形式のもののうち、輸出令別表第１の１から１５までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであって、同表の１から１５までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないもの。
キ　輸出令別表第一に該当する貨物（必要最小限対象外品目を除く。）と同時に提供されるプログラムであって、次の（ア）及び（イ）に該当するもの
（ア）当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの
（イ）当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないもの
（５）役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、その許可を受けた日（個別許可を取得して提供する場合は許可日。包括許可を適用して提供する場合はその提供日。）以降３年を超えない日までに許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったプログラム

別紙１　<省略>
別紙２

１　輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物
２　輸出令別表第１の２の項（１）から（３）までのいずれか、（５）、（７）又は（１０の２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１号から第３号までのいずれか、第５号、第７号又は第１０号の２又は第１０号の３に定める仕様に該当するもの
３　輸出令別表第１の２の項（４）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第４号イに定める仕様に該当するもの
４　輸出令別表第１の２の項（６）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第６号（核燃料物質の成型加工用の装置に限る。）に定める仕様に該当するもの
５　輸出令別表第１の２の項（８）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第８号イに定める仕様に該当するもの
６　輸出令別表第１の２の項（１０）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１条第１０号イに定める仕様に該当するもの
７　輸出令別表第１の５の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第４条第２号に定める仕様に該当するもの
８　輸出令別表第１の５の項（１４）に掲げる貨物であって、貨物等省令第４条第１２号ハ（一）又はニに定める仕様に該当するもの
９　輸出令別表第１の１１の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第１号に定める仕様に該当するもの
10　輸出令別表第１の１１の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第２号に定める仕様に該当するもの
11　輸出令別表第１の１１の項（３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第３号及び第３の２号に定める仕様に該当するもの
12　輸出令別表第１の１１の項（４）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１０条第４号イに定める仕様に該当するもの
13　輸出令別表第１の１２の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第１号又は３号に定める仕様に該当するもの
14　輸出令別表第１の１２の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第４号ロ若しくはハ、第９号ホ、ヘ、ト、チ若しくはリ又は第１０号イ、ロ、ハ、ニ、ホ若しくはトに定める仕様に該当するもの
15　輸出令別表第１の１２の項（３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第２号に定める仕様に該当するもの
16　輸出令別表第１の１２の項（６）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１１条第８号に定める仕様に該当するもの
17　輸出令別表第１の１３の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第１号ハに定める仕様に該当するもの
18　輸出令別表第１の１３の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第４号又は１０号イ、ロ若しくはハに定める仕様に該当するもの
19　輸出令別表第１の１３の項（３）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第５号、６号、７号、８号、９号又は１０号ニに定める仕様に該当するもの
20　輸出令別表第１の１３の項（５）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１２条第１１号から１９号までのいずれかに定める仕様に該当するもの
21　輸出令別表第１の１４の項の中欄に掲げる貨物
22　輸出令別表第１の１５の項（１）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１４条第１号に定める仕様に該当するもの
23　輸出令別表第１の１５の項（２）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１４条第２号に定める仕様に該当するもの
24　輸出令別表第１の１５の項（１０）に掲げる貨物であって、貨物等省令第１４条第１１号に定める仕様に該当するもの

別紙２－２

役務取引許可事務の取扱区分

１　役務取引の許可

外為法第２５条第１項第１号の規定に基づく役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

（１）役務取引許可申請書の受付け

役務取引許可申請書（「申請書」という。以下１において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、本別紙の１（２）イの規定により安全保障貿易審査課が役務取引の許可事務を行う取引に係る申請書の受付けは、安全保障貿易審査課が行うことができる。

（２）役務取引許可事務の取扱区分

役務取引の許可事務は、次の区分により行う。

ア　経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行う取引

（ア）　取扱要領のⅠのⅠ－１の二の２の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括輸出許可等について（平成８年９月６日付け８貿局第３７６号・輸出注意事項８第２１号。以下「一般包括通達」という。）のⅠの１の（２）の第１種一般包括役務取引許可の範囲（以下「第１種一般包括役務取引許可範囲」という。）における取引（取扱要領のⅠのⅠ－１の四の２の（１）、（２）及び（３）の規定中第１種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び（５）の規定に基づき第１種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の１（２）イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。）

（イ）　取扱要領のⅠのⅠ－２の二の２の規定に基づき貿易経済協力局長が別に定める一般包括通達のⅡの１の（２）の第２種一般包括役務取引許可の範囲（以下「第２種一般包括役務取引許可範囲」という。）における取引（取扱要領のⅠのⅠ－２の四の２の（２）及び（３）の規定中第２種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び（４）の規定に基づき第２種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引並びに本別紙の１（２）イにおいて安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行うこととされている取引を含む役務取引契約による取引を除く。）

イ　安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引

（ア）　第１種一般包括役務取引許可範囲及び第２種一般包括役務取引許可範囲以外の範囲における取引並びに本別紙の１（２）アの規定により経済産業局又は沖縄総合事務局が役務取引の許可を行う取引の対象外となっている取引

（イ）　本別紙の１（２）アに掲げる取引であって、同一の契約に基づき、輸出許可（運用通達の別表第１の１の１－２の１－２－２で定める安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出に係るものに限る。ただし、貿易審査課若しくは農水産室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が承認事務を行うこととされている輸出を含む許可に係るものを除く。）と同時に申請される許可に係る取引

２　役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更

役務取引許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更の申請の受付け及び許可事務は、当該役務取引許可を行った経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課又は安全保障貿易審査課が行うこととするほか、１に定める役務取引の許可の規定を準用する。

３　管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、役務取引の許可事務を行う。

（１）関東経済産業局
近畿経済産業局
中部経済産業局　　全国

（２）上記以外の経済産業局　経済産業組織令第１０２条に掲げる管轄区域
通商事務所　当該通商事務所の属する経済産業局の管轄区域

（３）沖縄総合事務局　内閣府設置法第４４条に掲げる管轄区域

別紙３　役務取引許可申請書の添付資料等

第１　役務取引許可申請に必要な書類
（１）役務取引許可申請書（貿易外省令別紙様式第３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２通
（２）申請理由書（参考様式１参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（３）取引概要説明書（参考様式２参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（４）提供技術説明書（許可申請をする技術の範囲が特定できるものであって、次に掲げる事項を記載したもの。様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
ア　提供する技術の内容（型式名、機能、仕様、特性（以上の内容は「パラメーターシート」等を引用することにより詳細を省略することができる。）、提供方法、提供する数量、期間・人数等）
イ　提供技術の該当理由（「外為令別表」、「貨物等省令」等）
ウ　提供技術により設計、製造又は使用されるシステム、製品等の概要（製品カタログ、要求仕様書等であって、仕様、性能が記載されているもの）
（５）取引の事実を証する書類（契約書、オーダーシート等）・・・・・・・・・・・・・・・１通
（６）提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（７）コンプライアンス・プログラム受理票の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（８）（５）又は（６）の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書（参考様式別紙４）
１通
注１：貿易外省令第２条第２項に規定する有効期間の延長を申請する場合は、その旨を申請理由書（参考様式１）に記載し、その事実を証する書類を添付すること。
注２：別紙２－２の１（２）アにおいて経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあっては、上記（３）、（４）及び（６）の添付を要しない。
注３：上記（５）又は（６）の書類の原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は上記（８）の証明書を併せて提出するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。
注４：上記（６）及び（７）の書類は必要に応じて添付すること。
注５：必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがある。
注６：外為令別表の１６の項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第９条第１項第４号イ又はロに該当する場合には、その旨を申請理由書（参考様式１）に記載すること。また、イに該当する場合には、告示の該当号についても記載すること。
　なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（２桁）を輸出令別表第１の項番の後に括弧書きで記載すること。

第２　役務取引許可申請書の記載要領
１　基本的注意事項
（１）※印の欄は、記入しないこと。
（２）添付書類の大きさは原則としてＡ列４番とする。
（３）指定された枠内に書ききれないときは、別紙に記載し申請書に糊付けすること。
２　申請書記載上の注意事項
（１）申請者記名押印又は署名
　申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名するとともに、押印し、又は署名する。
　代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合は、別に委任状を添付すること。
（２）住所・居所又は所在地
　申請者の住所・居所又は法人の所在地（登記簿上の所在地、代表者の常勤場所等）を記載する。
（３）担当者／電話番号
　連絡担当者の所属、氏名及び電話番号を記載する。
（４）取引の概要
①　相手方の氏名又は名称

取引の相手方の名称（個人の場合は氏名）を記載する。契約の相手方から更に需要者等に提供される場合は、すべての被提供者を記載するとともに、契約の相手方、需要者等の別を記載すること。

② 相手方の住所・居所又は所在地

取引の相手方の所在地を記載する。契約の相手方から更に需要者等に提供される場合は、すべての被提供者の所在地を記載するとともに、契約の相手方、需要者等の別を記載すること。

③ 契約の期間並びに始期及び終期

契約の期間を記載する。ただし、技術の提供予定時期が明らかな場合は、「役務取引許可取得後１か月以内」等提供予定期間を記載する。

④ 役務の内容

提供する技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載するとともに、どのような技術をどのような方法で提供するのかを具体的に記載する。プログラム等が提供される場合はその数量、技術者の派遣・受入れがなされる場合は所属・人数についても記載すること。

例１：外為令別表の２の項（２）、貨物等省令第１５条第２項
（技術）□□社製数値制御装置（型番○○○）用プログラム
（方法）フロッピィーディスク及び貨物に内蔵したＲＯＭに格納
（数量）１セット

例２：外為令別表の９の項（１）、貨物等省令第２１条第１項第九号
（技術）□□社製①××用プログラム（品番○○○）、②△△用プログラム（品番○×△）
（方法）①、②貨物に内蔵したＲＯＭに格納
（数量）①２０セット、②４セット

例３：外為令別表の１１の項（４）、貨物等省令第２３条第４項第二号ト
（技術）□□社製××用三次元ディスプレイ（型番○○○）設計プログラム
（方法）ＭＯに格納
（数量）１セット

例４：外為令別表の９の項（１）、貨物等省令第２１条第１項第四号
（技術）××用（型番○○○）技術支援
（方法）①当社△△工場に於いて技術者の受け入れ、②○○○マニュアル
（数量）①４名・７日間、②４セット

（５）支払等の関係

① （支払、支払の受領、支払及び支払の受領）の別

不必要なものは抹消する（無償の場合は全部抹消）。

② 支払等の金額

技術提供取引に係る金額を記載する。ただし、貨物代金と分離できない場合は「貨物代金に含まれる」、無償の場合は「無償」、ロイヤリティ等で申請時に対価が不明の場合は「製品売上げ額の３％」等、その算出方法を記載すること。

③ 支払等の時期

支払等の時期を記載する。プログラムのライセンス料とロイヤリティなどのように、名目により支払等の時期が異なる場合はそれぞれについて記載し、また、船積日を起点とした支払条件等で申請時に不確定の場合は「船積後３０日以内に送金」等、その条件を記載すること。

④ 支払等の相手方の氏名又は名称／⑤支払等の相手方の住所・居所又は所在地

支払等の相手方の名称（個人の場合は氏名）／所在地（個人の場合は住所）を記載する。ただし、上記（４）の①及び②と同一の場合は記載を省略することができる。

別紙４　役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の添付資料等

第１　申請に必要な書類
（１）役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書（貿易外省令別紙様式第５）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２通
（２）役務取引許可証及びその写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各１通
（３）申請理由書（参考様式３参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（４）変更の事実を証する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（５）取引概要説明書（参考様式２参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（６）提供技術説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（７）提供される技術等の再移転等を行わない旨の誓約書・・・・・・・・・・・・・・・１通
（８）コンプライアンス・プログラム受理票の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・１通
（９）（４）又は（７）の書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書（参考様式４参照）１通

注１：別紙２－２の１（２）アにおいて経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合にあっては、上記（５）、（６）及び（７）の添付を要しない。
注２：上記（４）又は（７）の書類の原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は上記の（９）の証明書を併せて提出するものとする。ただし、原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出すること。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。
注３：上記（５）から（８）までの書類は必要に応じて添付すること。
注４：必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがある。

第２　役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更申請書の記載要領
１　基本的注意事項
（１）※印の欄は、記入しないこと。
（２）添付書類の大きさは原則としてＡ列４番とする。
（３）指定された枠内に書ききれないときは、別紙に記載し申請書に糊付けすること。
２　申請書記載上の注意事項
（１）申請者記名押印又は署名
申請者の氏名又は法人及び代表者名を記名するとともに、押印し、又は署名する。
代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合は、別に委任状を添付すること。
（２）住所・居所又は所在地
申請者の住所・居所又は法人の所在地（登記簿上の所在地、代表者の常勤場所等）を記載する。
（３）担当者／電話番号
連絡担当者の所属、氏名及び電話番号を記載する。
（４）原許可年月日及び原許可番号
当初の許可年月日及び許可番号を記入する。
（５）変更の内容
変更した字句に下線を附して記載すること。

参考様式１

申請日　年　月　日

申請理由書

経済産業大臣　殿

申請者
（名称及び代表者名の記名押印又は署名）

（住所）

申請の理由（役務取引許可申請に至る経緯等）

上記による申請の技術は、外為令別表の　　の項（　　）、貨物等省令第　　条第　　項第　　号　（輸出令別表第一　　の項　　貨物等省令第　　条第　　項第　　号　　の設計・製造又は使用に係る技術）に該当しますので、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項の規定により役務取引許可申請をいたします。

参考様式２

年月日

取引概要説明書

１．契約並びに提供する相手方及び需要者等の概要

(1) 契約及び提供する相手方

① 名称

② 所在地

③ 設立年月日

④ 資本金

⑤ 従業員数

⑥ 事業概要等

(2) 需要者等

① 名称

② 所在地

③ 設立年月日

④ 資本金

⑤ 従業員数

⑥ 事業概要等

２．提供技術の用途（最終使用目的）

３．サブライセンスの提供等技術の再移転の有無と、その相手方の概要

４．技術の提供時期及び提供方法

５．提供技術の使用許諾期間又は製造・販売権の許諾期間

６．提供技術を用いて製造する製品の販売地域（設計・製造技術の場合）

参考様式３

申請日　年　月　日

申請理由書（延長又は変更）

経済産業大臣　殿

申請者
（名称及び代表者名の記名押印又は署名）

（住所）

申請の理由（役務取引許可の有効期限の延長申請又は許可証の内容変更に至る経緯等）

上記による申請の技術は、外為令別表の　　の項（　　）、貨物等省令第　　条第　　項第　　号　（輸出令別表第一　　の項　　貨物等省令第　　条第　　項第　　号　　の設計・製造又は使用に係る技術）に該当しますので、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項の規定により役務取引許可申請をいたします。

参考様式４

年　月　日

証明書

経済産業大臣　殿

申 請 者 記 名
押印又は署名

住　　　　所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

書類名及び書類番号等